日産婦医会発第 172-2 号
令 和 6 年 7 月 30 日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会長　　石渡　勇

「産科婦人科医療機関におけるベースアップ評価料の算定について」の周知のお願い

拝啓　本会の諸事業にご協力賜りありがとうございます。

さて、令和６年４月 17 日付（日産婦医会発第 12 号「令和６年度診療報酬改定における医療従事者の賃上げへの対応」）にてお知らせした通り、今回の診療報酬改定において改定率は＋0.88％となった一方で、医療従事者の賃上げを強く求められており、その原資として外来・入院ベースアップ評価料等が新設されたところです。

この度、日本医師会濱口欣也常任理事から、算定についての詳細な情報提供がありました。産婦人科医療機関も、他科と同様に、ベースアップ評価料を算定しないと、次期の診療報酬改定に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

ぜひ本制度について再度ご検討いただき、有効にご活用いただきますよう貴会会員への周知方重ねてお願い申し上げます。

なお、算定を行うためには、各地方厚生局に施設基準の届け出が必要ですが、現時点では届け出期限が６月 21 日まで延長とされ、この期限を過ぎた場合でも令和６年７月以降の算定は可能です。

敬具

添付
１）産科婦人科医療機関におけるベースアップ評価料の算定について
２）令和６年度診療報酬改定の概要【賃上げ・基本料等の引き上げ】令和６年３月５日版